

第2次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針



平成23年4月

芦　　屋　　市

目 次

第1章	総合推進指の策定(改定)にあたって	1
基本的な考え方		
1	人権をめぐる国際社会における取組	2
2	人権をめぐる日本における取組	3
3	人権をめぐる芦屋市における取組	4
第2章	人権に関する基本的理念	6
1	人権の基本理念	
2	人権教育・人権啓発の定義	7
第3章	主な人権問題の現状と課題	8
1	女性の人権	
2	子どもの人権	10
3	高齢者の人権	12
4	障がいのある人の人権	14
5	同和問題	16
6	外国人の人権	18
7	HIV感染者等の人権	20
8	インターネットによる人権侵害	
9	その他の人権問題	21
第4章	あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進	22
1	家庭	
2	学校	
3	地域	23
4	職場(企業等の事業所)	
5	広域的な教育及び啓発活動	
第5章	市職員等への啓発	24
1	全庁的な職員研修の充実	
2	職場環境の改善	
3	特定職業従事者に対する研修の充実	
(1)	教職員	
(2)	消防職員	25
(3)	医療・保健関係者	
(4)	福祉関係者	
第6章	本指針の総合的・効果的な推進	26
1	事業計画の策定	
2	全庁的な推進体制	
3	「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」の意見の反映	
4	人権関係機関のネットワークの構築	
5	市民の自発的活動の促進	27
6	人権の視点に立った事業評価	
7	指針の見直し	
用語の解説		28
資 料	日本国憲法(抜粋)	33
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律		34
芦屋市民憲章		36
芦屋市非核都市宣言		36
芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会委員名簿		37
芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会設置要綱		38

第1章 総合推進指針の策定（改定）にあたって

基本的な考え方

第2次世界大戦後、国際連合（国連）を中心とし人権関係の多くの条約や宣言がつくられ、人権尊重は今日、世界共通の理念となりました。わが国においては、平成9（1997）年7月「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定しました。この行動計画では、人権が尊重される社会を実現するため、教育を通して、人権という普遍的な文化を構築することを目的とし、平成12（2000）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。

本市においては、平成14（2002）年5月に、平成22（2010）年度までの9年間を期間とする「芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」を策定し、総合的な人権施策を推進してきたところです。

この間、国や地方公共団体等は、あらゆる機会を通じて、人権教育の推進に積極的に取り組んできましたが、今なお、さまざまな人権問題が存在し、その要因として、経済状況の悪化に伴う貧困や所得の格差拡大、心の豊かさを軽視する社会風潮、人間関係の希薄化や少子高齢化、国際化、情報化等社会の急激な変化があります。

また、国際化・情報化の進行に伴うプライバシー侵害の問題やインターネット・電子メールによる人権侵害等新たな人権問題が発生しています。

この度、本市が進めている人権教育・人権啓発に関わる施策の進捗状況を踏まえさまざまな人権問題に対応するため、平成21（2009）年11月に人権についての市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）を行い、平成23（2011）年度から平成27（2015）年度までの5年間を計画期間とする「第2次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」を策定しました。

本指針は「第4次芦屋市総合計画」（平成23（2011）年度～32（2020）年度）をはじめ各種の計画と整合性を図りながら、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、本市の現状に見合った人権教育・人権啓発施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針となるものです。

本指針に基づく施策・事業の展開については「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」においてフォローアップを行い、施策の一体的・総合的な推進を図ります。

また、人権教育・人権啓発事業の推進にあたっては、市はもとより、市民、事業者、団体等、さまざまな主体の参画と協働の下に進めることができます。

この指針の趣旨に沿った取組を強く期待します。

1 人権をめぐる国際社会における取組

昭和 23(1948) 年に採択された世界人権宣言には、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」とうたわれています。

国連では、その後、世界人権宣言の基本的精神を具体化する国際人権規約や「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」等を通じて、国家の枠組みを越えた国際的な人権保障の確立に努めてきました。

平成 5(1993) 年には、世界人権宣言 45 周年を機にオーストリア、ウィーンにおいて世界人権会議が開催され、翌、平成 6(1994) 年には第 49 回国連総会において、平成 7(1995) 年から平成 16(2004) 年までを「人権教育のための国連 10 年」とする決議を採択し、各国において、人権という普遍的な文化を構築することを目的として、人権に関する教育・啓発活動に積極的に取り組むよう要請を行いました。

さらに、この「人権教育のための国連 10 年」の成果を検討し人権教育を引き続き推進・強化するため、平成 17(2005) 年から「人権教育のための世界計画」を開始しました。

その第一段階（第一フェーズ）では初等・中等教育における人権教育の推進に焦点があてられましたが、平成 22(2010) 年から始まった第二段階（第二フェーズ）では、さらに高等教育における人権教育や教員・公務員・法執行官等の特定職業従事者に対する人権研修の推進がうたわれています。

21世紀は、「人権の世紀」とも言われています。そこには、21世紀をすべての人の人権が尊重される平和な世紀にしたいという願望が込められています。すべての国と国民が人間の尊厳を第一に考え、人権の尊重があらゆる行動の基準となることが期待されています。

世界人権宣言

20世紀には悲惨な世界大戦が二度も起こり、特に第二次世界大戦は、特定の人種の迫害や大量虐殺など、人権の侵害や抑圧が横行しました。

このような経験から、人権問題は国際社会全体の課題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。

そして、1948 年（昭和 23 年）12 月 10 日、第 3 回国連総会で、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、前文と 30 の条文からなる「世界人権宣言」が採択されました。

2 人権をめぐる日本における取組

世界的に人権尊重の気運が高まりをみせる中で、わが国においても、基本的人権の尊重を基調とする日本国憲法の下、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や施策の推進が図られてきました。

とりわけ、わが国固有の人権問題である同和問題については、昭和40（1965）年に「内閣同和対策審議会答申」が出され、昭和44（1969）年には「同和対策事業特別措置法」が制定されました。その後、この法律を含む三つの特別法に基づいて、同和問題の解決に向けた各種施策が集約的に実施されましたが、特別法が期限を迎えた平成14（2002）年3月末以降は、残された課題解決の取組が一般施策として行われています。

他方、平成9（1997）年7月には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、国の各省庁の連携・協力のもと、地方公共団体、民間団体等さまざまな分野で人権教育の推進に取り組んできました。

さらに、平成11（1999）年7月には、人権擁護推進審議会から「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申があり、国、地方公共団体等が取り組むべき施策の方向性が示されるとともに、平成12（2000）年12月には、国や地方自治体の責務等を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき、犯罪被害者やインターネットによる人権侵害についても、主要な人権課題とする「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成14（2002）年3月に策定され、この基本計画に沿った取組が着実に推進されています。

また、平成21（2009）年には、内閣府において、「障害者制度改革推進会議」が設置され、平成23（2011）年に「障害者基本法」の抜本的改正、平成24（2012）年に「（仮称）障害者総合福祉法案」、平成25（2013）年には「（仮称）障害者差別禁止法案」の国会提出や関連法案の検討が行われ、「障害者の権利に関する条約」の批准に必要な国内法の整備を行い、わが国の障がいのある人に関する制度の集中的な改革を図ることとなっています。

一方、現行の人権救済制度は「実効的な救済という観点からは十分とはいえない。」として、平成14（2002）年第154回通常国会に、人権が侵害された被害者の救済を図ることを目的に、人権擁護法案が提出され「報道の自由」「取材の自由」「人権委員会の独立性」等について、議論がなされましたが平成15（2003）年に廃案となっています。

その後、平成21（2009）年の政権交代で、「（仮称）人権侵害救済に関する法律」が検討されていますが、成案に至っていません。

3 人権をめぐる芦屋市における取組

本市では、「第3次芦屋市総合計画」(平成13(2001)年度～22(2010)年度)において、市民と行政の協働のもと、「ふれあいと文化を育てるまちづくり」を基本理念とし、活気あふれる豊かな生活環境と人権が尊重されるまちづくりに努めてきました。とりわけ、阪神・淡路大震災等から学んだ生命の尊厳や人と人のつながりの大切さ等、貴重な教訓を生かした取組を進めています。

同和問題については、昭和38(1963)年の上宮川会館(隣保館)設置、昭和45(1970)年10月の「芦屋市同和対策審議会答申」や昭和47(1972)年の「芦屋市同和対策実施計画」及び平成8(1996)年「芦屋市における今後の同和対策のあり方について」の答申等に基づき、芦屋市同和対策事業促進協議会等地元団体との連携の下に、就労をはじめ教育、生活福祉対策などを実施しました。特に、住環境整備については全市をあげての取組と地域住民の努力により目的を達成し、周辺地域との格差は大きく改善されました。

また、人権教育・啓発については、芦屋市同和教育協議会(現、芦屋市人権教育協議会)の主体的な取組を中心に、同和問題の解決とすべての人が等しく社会の一員として尊重されるという人権尊重のまちづくりを推進してきました。

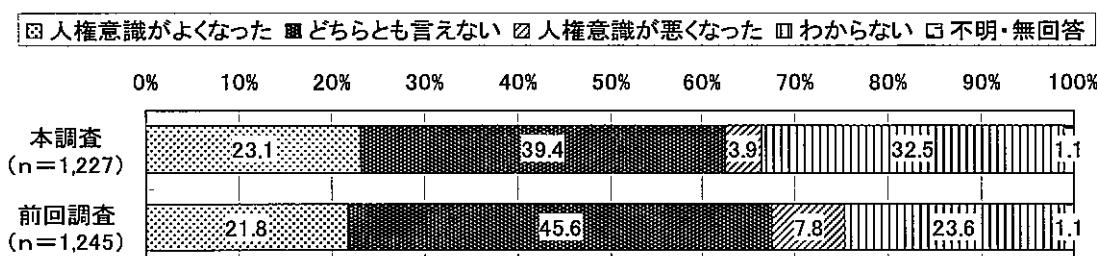
さらに、平成21(2009)年には、「芦屋市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現を目指すとともに、平成22(2010)年7月には、芦屋市権利擁護支援センターを開設し、高齢者や障がいのある人の権利擁護に関する相談支援事業を開始しました。

そのほか、子ども、外国人、HIV感染者等の各人権問題については、各個別の計画等に基づきそれぞれの課題に対応した、施策の推進に努めるとともに、国際交流協会や社会福祉協議会等の関係団体と連携を図りつつ、啓発をはじめとした社会教育・人権教育の推進に取り組んでいます。

また、学校教育においても、命と人権を大切にする人権尊重の精神の涵養を図る教育の充実に努めてきました。

(用語解説①②参照)

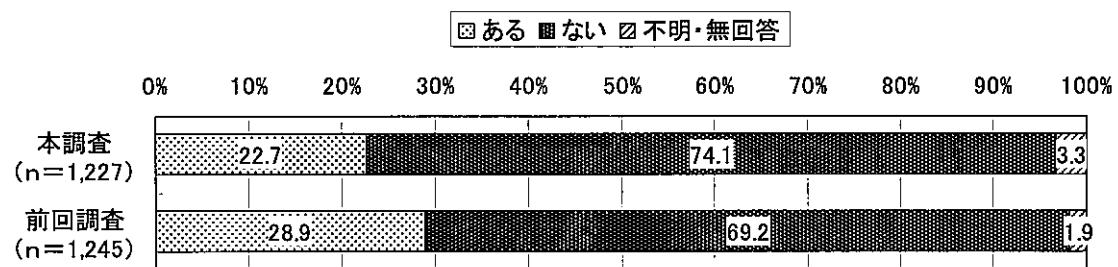
図表2-3-3 以前からみた芦屋市民の人権意識【本調査、前回調査】



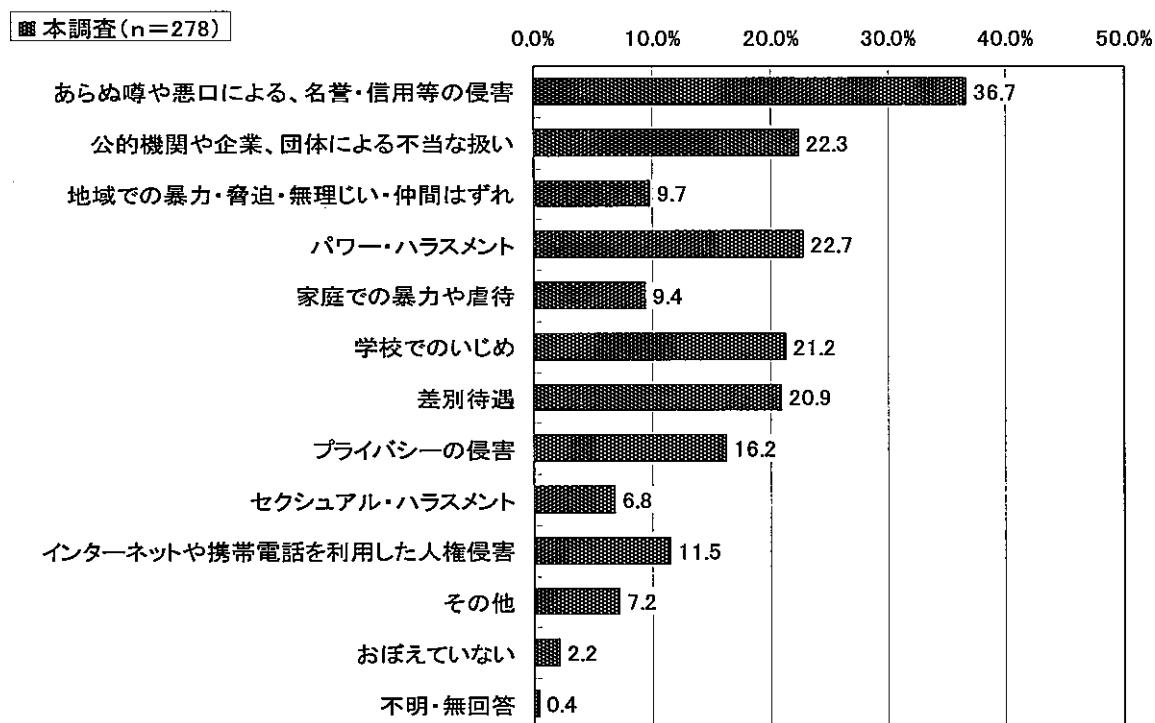
しかしながら、近年の急激な社会情勢の変化とともに本市においても「いじめ」や「うつ病」、「自殺」や「ドメスティック・バイオレンス」のほか「インターネット」を利用した差別メールや掲示板への書き込み等、新たな人権問題に対する取組が喫緊の課題となっています。

今後は、人権の尊重をめぐる国内外の動向や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨を踏まえるとともに、本市のまちづくりの指標となる「第4次芦屋市総合計画」(平成23(2011)年)で示される課題や目指すべき社会像も見据えながら、豊かな人権文化(用語解説③参照)に満ちたまちづくりを目指して、市民と行政の協働のもと、これまで以上に積極的に取り組みます。

図表3－0－1 人権を侵害された経験【本調査、前回調査】



図表3－1－1 受けた人権侵害の内容【本調査】



第2章 人権と人権教育・人権啓発に関する基本理念

1 人権の基本理念

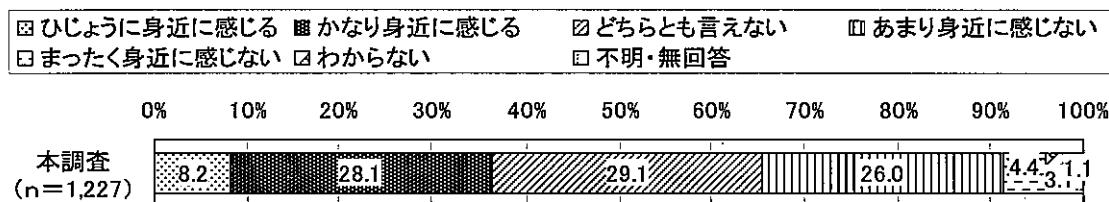
「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。すべての人は等しく人権を有しており、一人ひとりがかけがえのない存在である。」ということを認識するとともに、お互いの個性や価値観、生き方等の違いを認め合い多様性を尊重することが重要です。

そのためには、一人ひとりが、自分の権利にとどまらず他人の権利についても正しく理解し、権利の行使にともなう責任を自覚するとともに、人権を相互に尊重するという人権共存の考え方を求められています。

すべての人が、社会活動への参加と参画を実現するための、幅広い権利であると認識する必要があります。

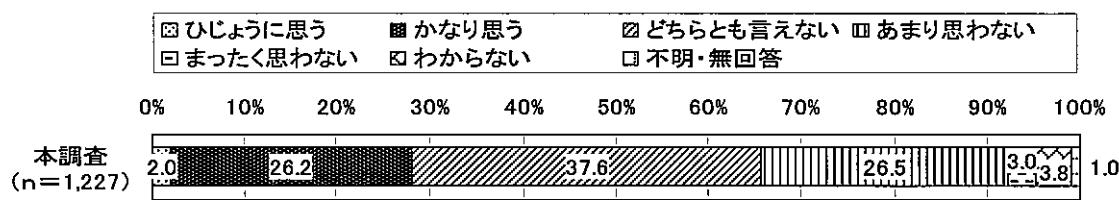
また、地球規模での環境問題や科学技術の発展により、環境保護や持続可能な開発、あるいは遺伝子に関わる問題等、新たな人権課題も発生しておりさまざまな視点で捉えていく必要があります。

図表1－1 「人権」を身近に感じている程度【本調査】



前回調査と比較すると、“身近に感じる”は前回調査で33.7%，本調査で36.3%と以前に比べ人権問題を身近に感じている人が増えています。

図表2－1－1 日本の社会は人権が尊重されているか【本調査】



前回調査では、“尊重されていると思う”が17.8%，本調査では28.2%で人権が尊重されていると感じている人が10.4ポイント増えています。

2 人権教育・人権啓発の定義

平成12(2000)年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。」と規定され、「人権教育のための国連10年」の決議や行動計画においては、人権教育は「単なる情報提供にとどまらず、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会階層の人々が、他の人々の尊厳について学び、またその尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための、生涯にわたる総合的な過程である。」とされ、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義づけされています。

これらの考え方を基本に、本市のすべての施策に人権の視点を反映させるとともに、すべての人々の人権が尊重される、つながり支えあうまちづくりを目指した人権教育・人権啓発を推進します。

(1) 市民参画による人権教育・人権啓発の推進

人権教育・人権啓発はすべての人々に密接に関わる問題であり、さまざまな意見や考え方があります。このことを踏まえ、自由に意見交換ができる環境づくりと中立性の確保が重要です。

市民と行政の協働のもと、自らの生活の場で日常的に参加できる、教育・啓発活動を推進し、人権尊重の理念の普及・啓発に努めます。

(2) 発達段階を踏まえた人権教育・人権啓発の推進

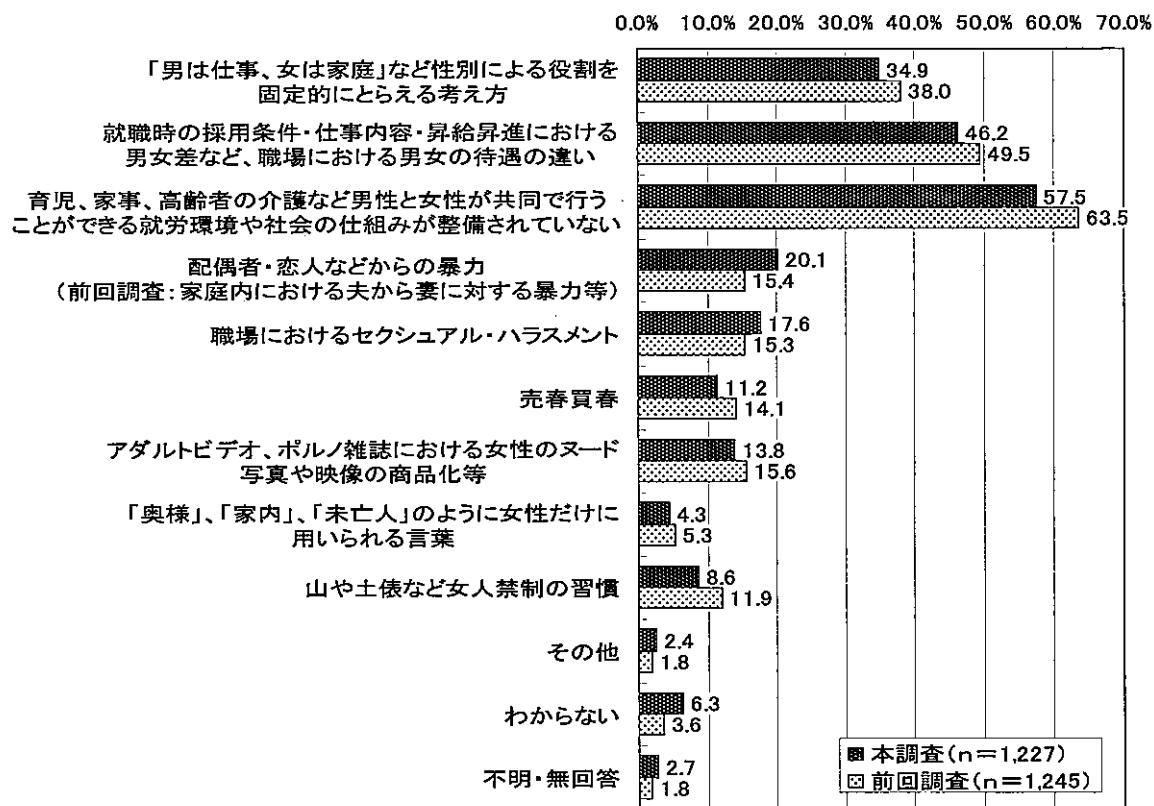
人権教育・人権啓発は、乳幼児から高齢者まで、それぞれの発達段階に応じた取組が必要です。乳幼児期の人権尊重の意識が「芽生え」「育まれる」取組や児童・生徒に対する「自立心」や「自尊感情」「責任感」を培う取組、高齢者に対する「自己実現」と「尊厳」を尊重する取組を推進し、すべての人々の人権尊重の精神の涵養を図ります。

第3章 主な人権問題の現状と課題

1 女性の人権

女性の人権に関する問題点として、「市民意識調査」では、「育児、家事、介護等共同で行うことができる就労環境や社会の仕組みが整備されていない」が57.5%で最も高く「就職時の採用条件・仕事内容・昇給昇進における男女差、待遇の違い」が46.2%であり、調査結果から「男性が女性よりも優位である」という性差別意識、男女の役割を固定的に考える性別役割分担意識や社会慣行が依然として残っていることが伺えます。

図表6－1 女性の人権に関する問題点【本調査、前回調査】

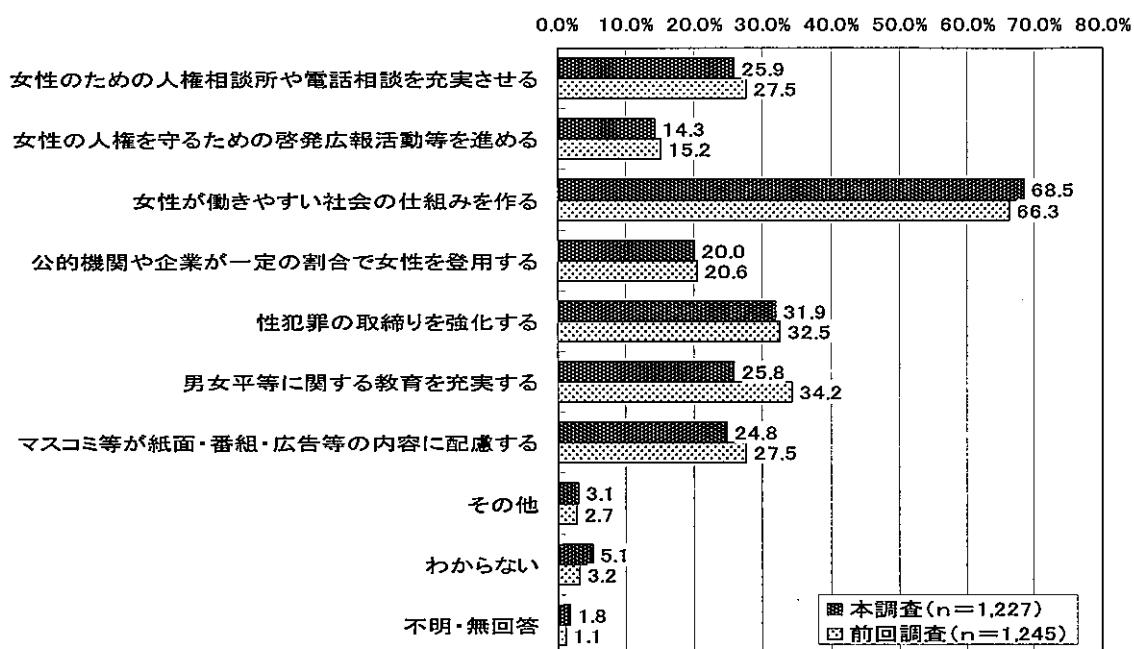


女性が、やりがいや充実感を持ちながら、仕事や家庭・地域で、それぞれの個性と能力を発揮できる社会環境は、まだ十分整っているという状況ではありません。また、核家族化や長時間労働、育児や家事・介護における家庭での共同が進んでいない等、仕事と生活の両立が難しく結果的に女性の社会進出を妨げる要因となっています。

さらに、性犯罪、売買春、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）（用語解説⑫参照）、セクシュアル・ハラスメント（用語解説⑨参照）、ストーカー行為等の女性に対する人権侵害は、さまざまなもので存在しています。

女性の人権を守るために特に必要なことについて「市民意識調査」では「女性が働きやすい社会の仕組みを作る」が68.5%で最も多く、次いで「性犯罪の取締りを強化する」が31.9%「女性のための人権相談所や電話相談を充実させる」が25.9%となっています。年齢別にみると、どの年代も「女性が働きやすい社会の仕組みを作る」が最も多くなっていますが、年齢が低くなるにつれて割合が下がる傾向にあります。

図表7-1 女性の人権を守るために特に必要なこと【本調査、前回調査】



本市では、平成20(2008)年に「第2次芦屋市男女共同参画行動計画（後期計画）ウイザス・プラン」を策定し、男女共同参画社会に向けてのシステムづくりや意識改革等を基本目標とした施策を推進してきました。

また、誰もが性別にかかわりなく、社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画できるとともに、均等に責任を担い、幸せを分かち合うことができる社会の実現を目指して、平成21(2009)年に「芦屋市男女共同参画推進条例」を制定しました。

さらに、平成22(2010)年度には「芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定し、配偶者等からの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識に立ち、幅広い関係機関の連携のもと、被害の防止や被害者の安全確保を図り、被害者の立場に立った切れ目のない支援の実現を目指して取組を進めています。

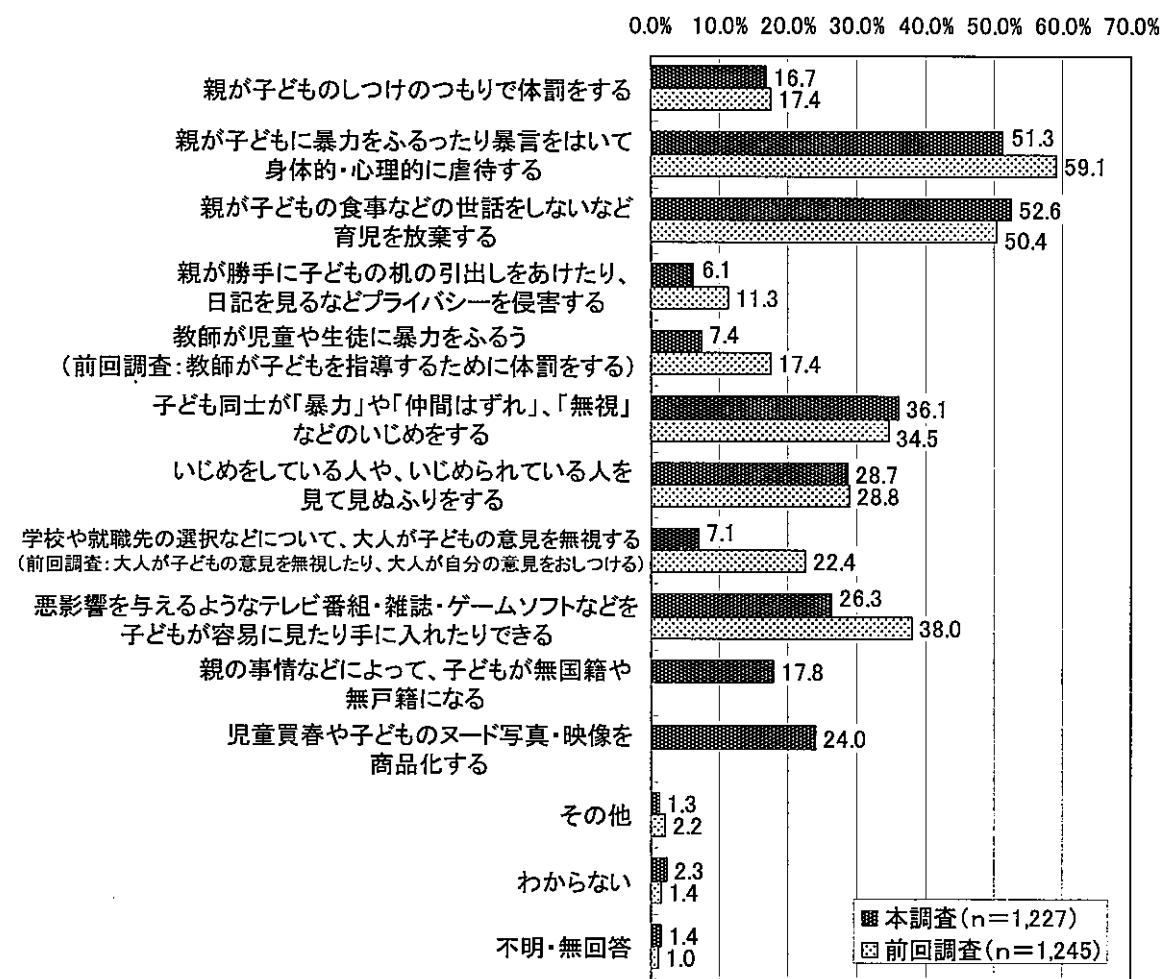
今後は、男女共同参画社会の実現に向けて、講座や研修の実施、学習活動の支援、市民グループの活動支援等に引き続き取り組みます。

2 子どもの人権

子どもを取り巻く環境は、近年の少子化・核家族化等による家族構成の変化や就業形態の多様化といった社会構造の影響を受け、育児放棄や虐待、子ども同士のいじめや児童買春、インターネット上での児童ポルノ等年々激しくなっており、子どもの生命と人権を害する犯罪も多発しています。

子どもの人権に関する問題点として「市民意識調査」では、「親が子どもの食事などの世話をしないなど育児を放棄する」52.6%、「親が子どもに暴力をふるったり暴言をはいて身体的・心理的に虐待する」51.3パーセントとなっています。

図表8－1 子どもの人権に関する問題点【本調査、前回調査】



「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」（平成6（1994）年5月発効）では、子どもは大人に従属する存在ではなく、ひとりの人格をもった人間として「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」等、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために、必要となる事項

を具体的に規定しています。

また、児童福祉法では「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」「すべて児童は、ひとしくその権利を保障され、愛護されなければならない。」と規定され、国及び地方公共団体と保護者、国民には、児童を健全に育成する責任があることを明確に示しています。

大人には、子どもを保護の対象から権利の主体者として尊重し、子どもの権利を保障する責任があります。地域社会の大人たちが、未来を担うすべての子どもの人権を尊重し、自らの責任を果たしていくことが求められています。

本市では、急速に進行する少子化・核家族化対策として「次世代育成支援対策推進法」(平成15(2003)年7月)の成立を受け、地域での子育てを支援する取組として、平成17(2005)年度からの5年間を前期とする「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画(前期計画)」を策定し、子育て世代の親の不安全感解消と地域社会全体での子育て支援の体制作りを推進しています。

また、前期計画の見直しを行うとともに、市民アンケートを行い「ともに育てよう、親子のきずな、地域のきずな」を基本理念とした後期計画「子育て未来応援プランあしや」を、平成22(2010)年3月に策定しました。

今後は、子育て世代の親の不安全感解消と親子が安心して快適に暮らせる、地域での子育て支援が求められており、父親の育児参加を促す取組や女性の就労支援等、仕事と子育ての両立を目指す取組が課題となっています。

また、子どもの権利条約の周知・啓発に努めるとともに、児童虐待の防止や早期の発見、いじめや不登校等、子どもたちの「心」を支えるシステムの充実に取り組み、子どもの人権を保障する人権教育・人権啓発の取組を推進します。

子どもの権利条約

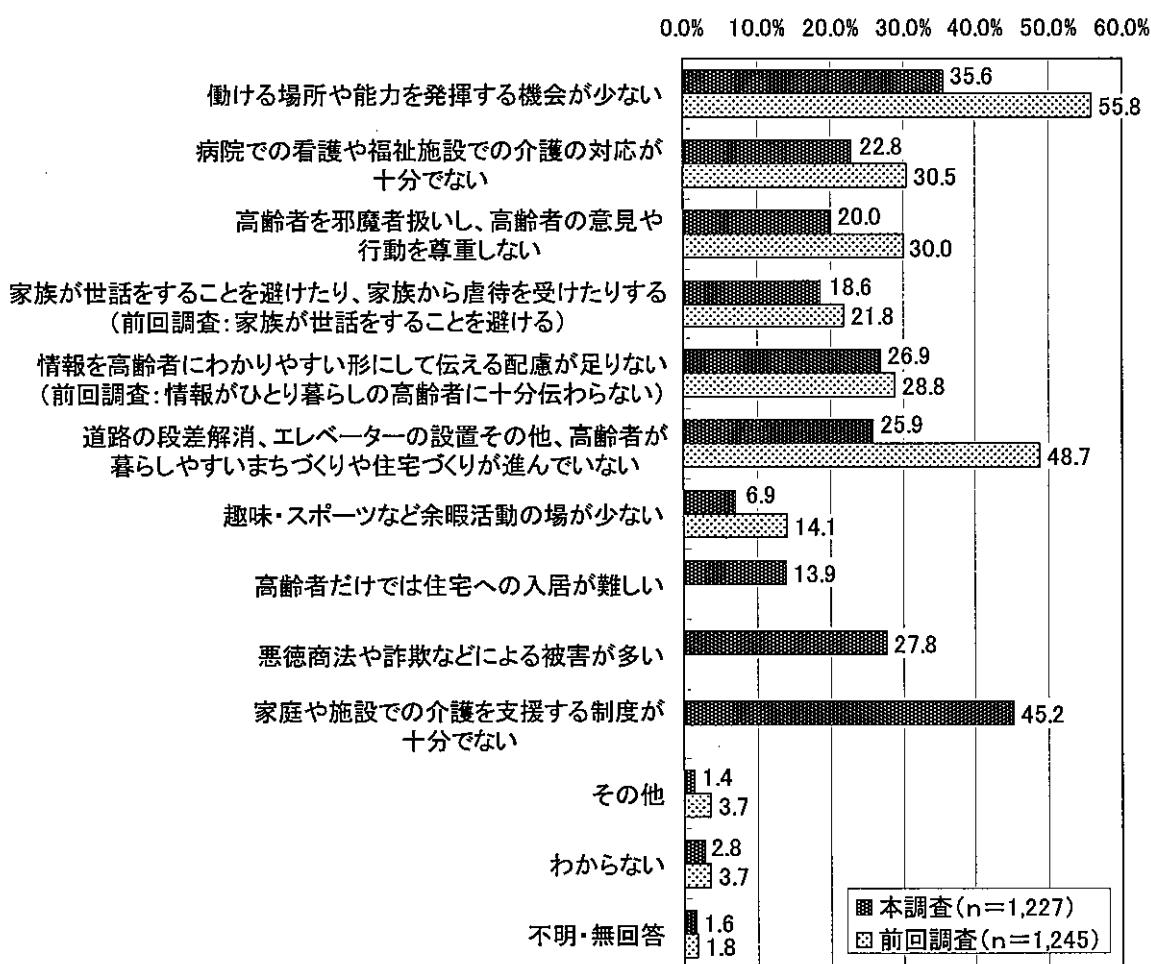
「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満を「児童(子ども)」と定義し、国際人権規約(第21回国連総会で採択・1976年発効)が定める基本的人権を、その生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から詳説。子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。日本は1994年に批准しました。

3 高齢者の人権

本市の高齢人口比率は、平成17(2005)年度に20.4%，平成22(2010)年度に22.9%であり、平成27(2015)年度には26%と高齢化の進行と人口減少が見込まれています。

高齢者的人権に関する問題点として「市民意識調査」では、「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない」45.2%，「働く場所や能力を発揮する機会が少ない」35.6%，となっています。

図表10-1 高齢者的人権に関する問題点【本調査、前回調査】



平成3(1991)年の第46回国連総会では、高齢者のための国連原則「高齢者の自立」、「参加」、「ケア」、「自己実現」、「尊厳」の5原則を採択し、高齢化社会の課題や高齢者の個人的・社会的ニーズ、高齢者観の転換の必要性等を提唱しています。

わが国では、平成19(2007)年度に、65歳以上の高齢人口比率が21%を超え「超高齢社会」を迎えています。さらに、平成25(2013)年度には4人に1人が高齢者になると予想されています。

こうした背景のもと、平成7(1995)年の「高齢社会対策基本法」の制定や平成16(2004)年の「高齢者等の雇用の安定に関する法律」の改正、平成18(2006)年の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定、平成12(2000)年の介護保険制度の導入や平成20(2008)年の後期高齢者医療制度の導入等、社会保障制度の改革により高齢者を取り巻く社会環境が大きく変化しています。

また、平成12(2000)年に制度化された成年後見制度(用語解説⑧参照)や介護保険制度では、高齢者自身の自己決定を最大限尊重することが基本理念となっています。

本市では、平成6(1994)年3月に「芦屋すこやか長寿プラン21(芦屋市高齢者保健福祉計画)」を策定し、高齢者保健福祉対策に取り組んできました。平成21(2009)年3月には「第5次芦屋すこやか長寿プラン21(第5次芦屋市高齢者福祉計画および第4期介護保険事業計画)」を策定し、高齢者が地域社会の構成員として、長年培った知識、経験、技能等を正しく評価され、高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らすことのできるまちづくりを推進しています。

また、「芦屋市交通バリアフリー基本構想」で設定した重点整備地区内においては、生活関連経路のバリアフリー化を推進するとともに、「芦屋市権利擁護支援センター」において高齢者の権利擁護に関する相談支援事業を実施しています。

21世紀は、人権の世紀といわれていますが、高齢者の虐待やシルバーハラスメント、徘徊や認知症は、依然として大きな社会問題となっています。

今後は、高齢者が個人としての尊厳が重んじられ、はつらつと生きがいを持って、地域社会に主体的に参加できるよう、高齢者に対する偏見の解消や認知症に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、高齢者虐待をはじめとした権利侵害に対する支援体制を充実します。

将来推計人口の高齢化率

芦屋市の高齢化率(65歳以上)は、平成12年の18.4%から増加傾向で推移し平成37年では28.6%と平成12年に比べ10.2ポイント上昇する。少子高齢化傾向は今後より強まることが予想され、社会の様々な分野において適切な対応が求められます。

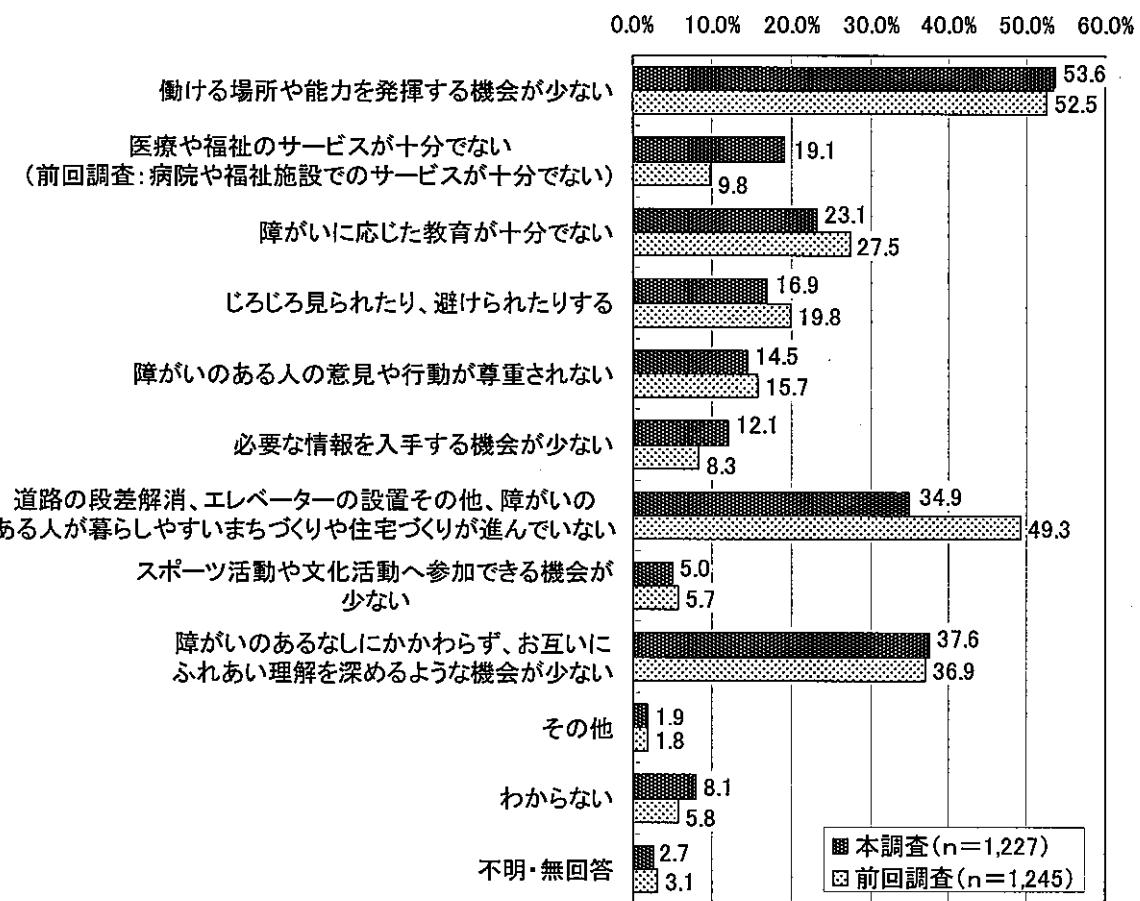
(単位：%)

	H17	H22	H27	H32	H37
0～14歳	13.0	13.6	13.2	11.6	10.0
15～64歳	66.7	63.5	60.8	60.8	61.3
65歳～	20.4	22.9	26.0	27.6	28.6

4 障がいのある人の人権

障がいのある人の人権に関する問題点として「市民意識調査」では、「働く場所や能力を発揮する機会が少ない」53.6%、「障がいのあるなしにかかわらず、お互にふれあい理解を深めるような機会が少ない」37.6%、「道路の段差解消、エレベーターの設置その他、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいない」34.9%となっています。

図表 12-1 障がいのある人の人権に関する問題点【本調査、前回調査】



わが国では、平成14(2002)年に、平成15(2003)年から平成24(2012)年までの10年間を計画期間とする「障害者基本計画」が策定され、長期的視点に立った施策の推進が図られています。

平成17(2005)年には「発達障害者支援法」が平成19(2007)年には、「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行され、障がいのある児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援を行う「特別支援教育」へと転換が図られています。

また、平成18(2006)年には、「障害者自立支援法」が施行され、障がいの種別

による制度間格差をなくし、一元的に支援することで、障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができる地域社会の実現を目指した取組が行なわれています。

本市では、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18(2006)年度に「芦屋市第1期障害福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの提供や提供基盤の整備を行うとともに「バリアフリー法」(平成18(2006)年)(用語解説⑥参照)の制定を受け、平成19(2007)年度には「芦屋市交通バリアフリー基本構想」を策定し、阪神芦屋駅・市役所周辺の重点整備地区内において、各施設設置管理者が作成した、特定事業計画に基づき、バリアフリー化を推進しています。

また、平成20(2008)年度には、平成21(2009)年度から平成26(2014)年度までの6年間を計画期間とする「芦屋市障害者(児)福祉計画第5次中期計画」及び平成21(2009)年度から平成23(2011)年度までの3年間を計画期間とする「芦屋市第2期障害福祉計画」を策定し「障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち芦屋」を目指しています。

障がいのある人が容易に自己実現を図れる社会を構築するためには、障がいのある人もない人も地域で共に生きるという「ノーマライゼーション」(用語解説④参照)と障がいのある人の身体的・精神的・社会的な自立と参加を目標とする「リハビリテーション」(用語解説⑤参照)理念の普及・啓発が重要です。

今後は、就労環境の整備やバリアフリーの実現、スポーツや音楽、文化活動に関するイベントや交流事業の積極的な推進を図るとともに「障害者基本法」の抜本的改正、「(仮称)障害者総合福祉法」や「(仮称)障害を理由とする差別の禁止法」の制定等、障がいのある人に関する制度改正に対応した取組を進め、障がいのある人とない人が同じ権利と義務を持つ一人の人間であることを認識し「障がいの有無にかかわらず相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会」の実現を目指します。

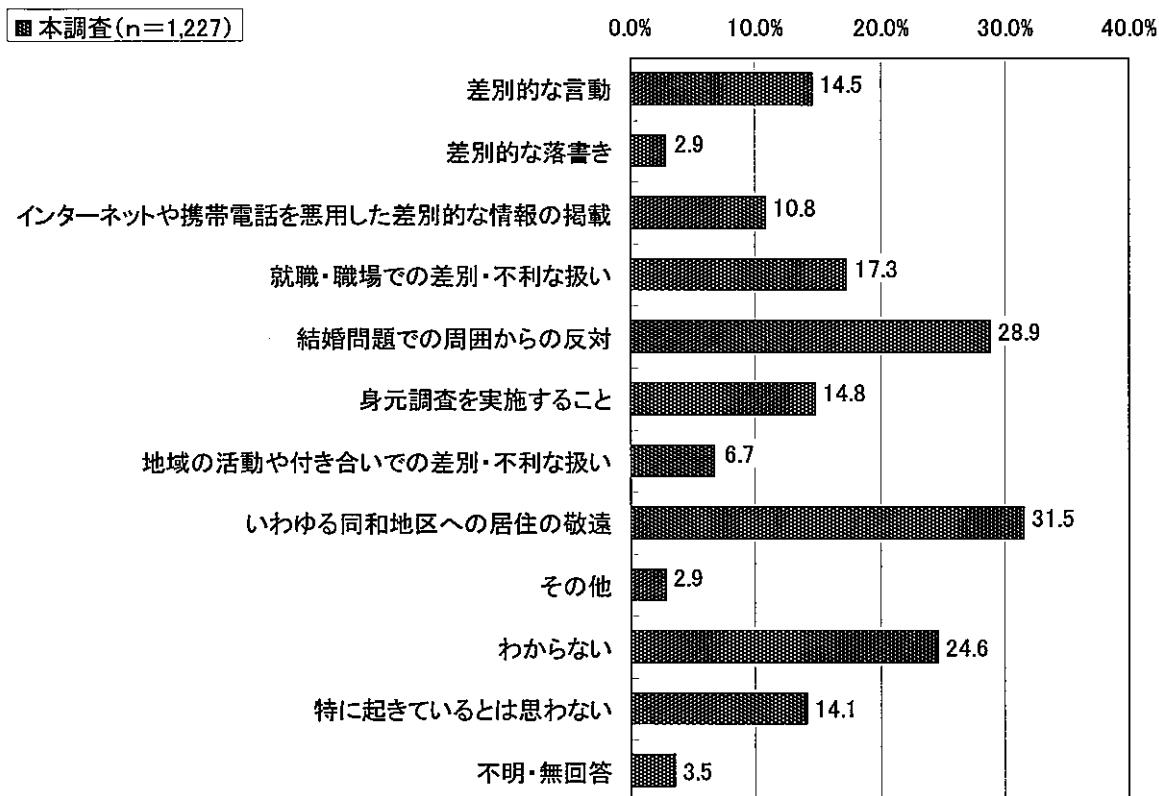
「障害者権利条約」

2006年の国連総会で採択された「障害者権利条約」では、固有の尊厳、個人の自律(自ら選択する自由を含む。)及び個人の自立を尊重すること等8つの原則が掲げられています。また、障害を理由とする差別を禁止するとともに「合理的配慮」例えば公共交通機関等において、スロープを設置して車椅子の人が施設に入ることができるようにする、講演会などにおいて、手話通訳や要約筆記などの情報保障を行う等、必要に応じて介助者の援助を受けることができるようとする、というような変更・調整を行わないことは「障害を理由とする差別」にあたるとされています。我が国は、2007年9月にこの条約に署名し、条約の締結に向けて、必要な作業を進めているところです。

5 同和問題

同和問題に関して起きている人権問題として「市民意識調査」では「いわゆる同和地区への居住の敬遠」31.5%、「結婚問題での周囲からの反対」28.9%, 「わからない」24.6%，となっています。

図表 14-1 同和問題に関して起きている人権問題【本調査】

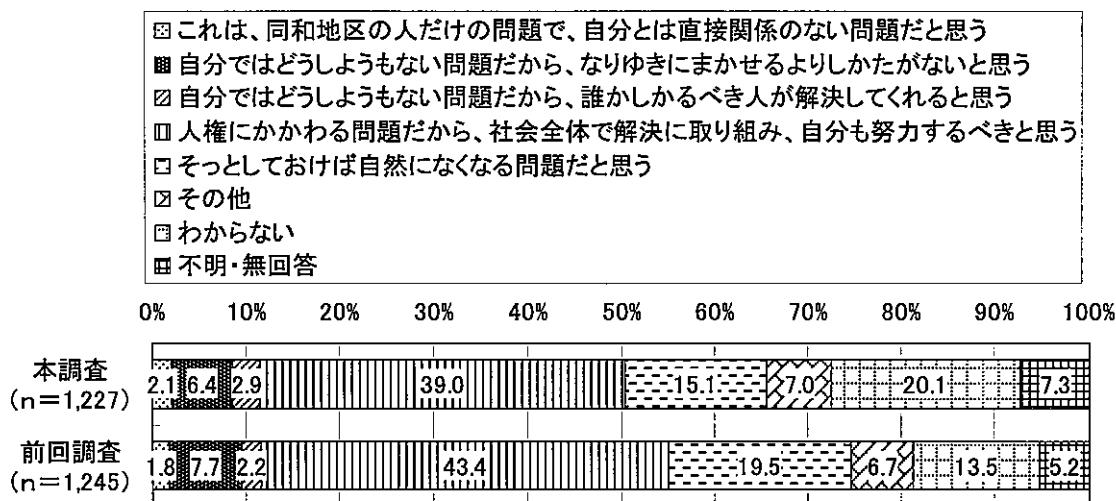


同和問題に関しては、特別措置法に基づく特別対策や本市独自の生活改善施策を通じて、住環境をはじめさまざまな面で存在していた格差が、大きく改善されるとともに、差別意識の解消に向けた取組も、芦屋市人権教育推進協議会(前、芦屋市同和教育協議会)の自主的な啓発活動をはじめとした継続した取組により着実に推進されています。

上宮川文化センターにおいては、平成9(1997)年12月の芦屋市立上宮川文化センター運営審議会答申に基づく「地域住民の生涯学習を推進する拠点として、また、人権学習の場としての役割と機能を担う機関となること」を基本に「わが国固有の人権問題である同和問題の解決のための啓発・学習はもちろんのこと、子ども、高齢者、女性、障害者、外国人、HIV及びハンセン病等さまざまな立場の人々の人権を尊重する社会的雰囲気の醸成に努める」とした教育・啓発活動は定着しつつあります。

今後とも、隣保館設置運営要綱に規定する「福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を総合的に行う」機能を一層高めるとともに、「人権文化」を構築するため、市民主体の啓発、学習及び交流の場として、センター事業の充実を図っていくことが重要です。

図表 16-1 同和問題解決に対する考え方【本調査、前回調査】



また、「市民意識調査」では、同和問題の解決には「社会全体で解決に取り組み、自分も努力するべきと思う」39.0%がどの年代でも最も多くなっています。一方で「そっとしておけば自然になくなる問題だと思う」が15.1%であり「わからない」は20.1%と、前回調査より6.6ポイント増加しています。

これらの調査結果からは、差別が潜在化して見えにくくなっていることや、同和問題が自分自身の課題として十分に受け止められていない傾向が伺えます。

また、「同和地区への居住の敬遠」や「結婚問題での周囲からの反対」等、生活全般にわたる課題が今も残されています。

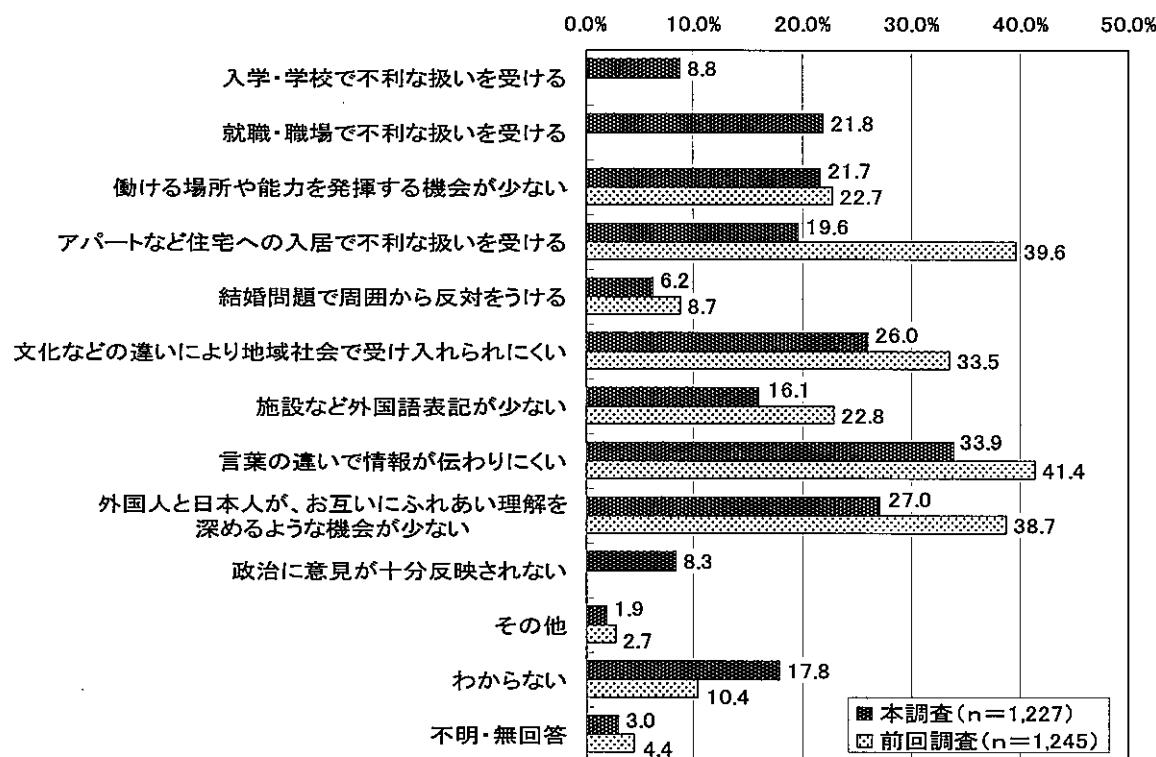
今後は、「差別発言」や「差別落書き」「インターネット上の誹謗中傷や差別を助長する表現」が繰り返され「戸籍謄本の不正取得」や「転居に伴う土地差別」等が断続的に発生していることについて、市民の現状認識を広げるとともに、根深く存在している差別意識の解消を図る人権教育・人権啓発の取組を引き続き推進します。

6 外国人の人権

本市における在住外国人の割合は、約2%で平成21(2009)年12月末現在では、1,808人となっており、国籍別では、韓国・朝鮮が727人で最も多く、中国が380人、米国102人、フィリピン91人、ペルー45人、ブラジル42人の順となっています。

外国人の人権に関する問題点として「市民意識調査」では「言葉の違いで情報が伝わりにくい」33.9%、「外国人と日本人がお互いにふれあい理解を深める機会がすくない」27.0%「文化等の違いにより地域社会で受け入れられにくい」26.0%となっています。

図表17-1 在住外国人の人権に関する問題点【本調査、前回調査】



前回調査(平成14(2002)年3月)と比較すると「アパート等住宅への入居で不利な扱いを受ける」△20.0%、「外国人と日本人がお互いにふれあい理解を深める機会がすくない」△11.7%と改善の傾向がうかがえます。

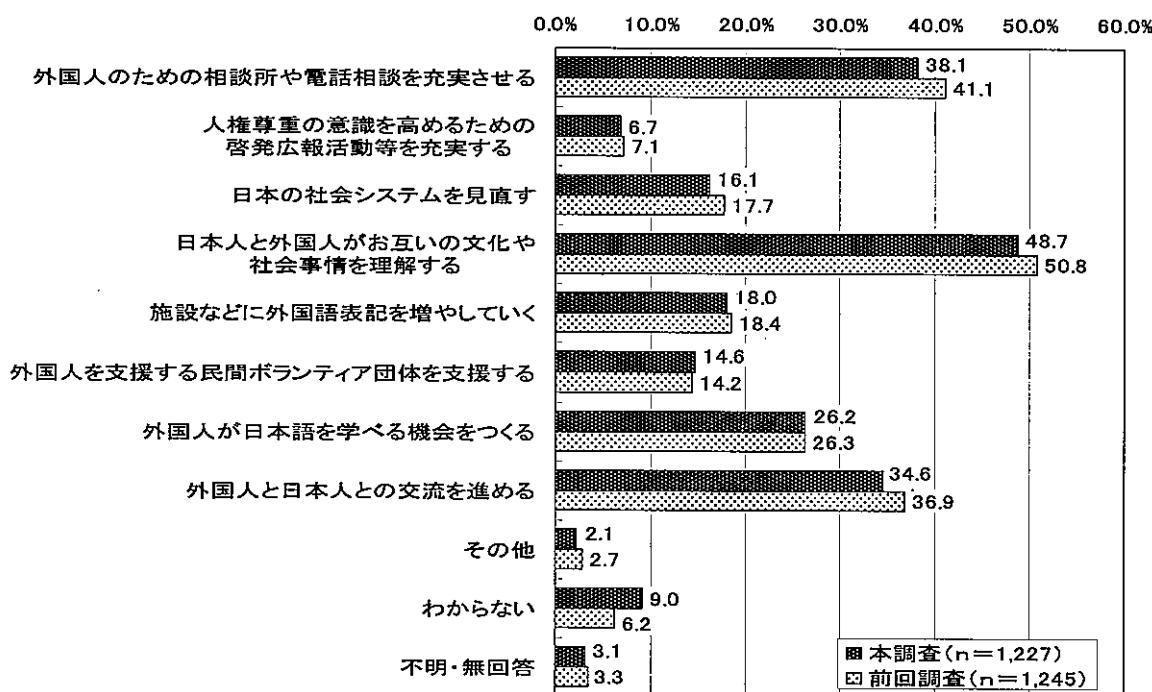
また、平成20(2008)年9月に実施した芦屋市在住外国人意識調査では、日常のつきあい相手は「日本人とのつきあいが多い」56.5%と前回調査(平成4(1992)年8月)より5.0ポイント増加しています。日本人とのつきあいが最も多いのは、韓国・朝鮮人の77.9%であり、日本人に理解してほしいこととして、「外国人が日本で生活することの困難さ」35.7%「自分の国の文化や習慣」35.2%、「日本人への対応と外国人への対応の違いが大きいこと」27.7%

となっています。

わが国には、朝鮮半島に対する植民地支配及び強制連行や同化政策によって日本へ渡航した多くの人々とその子孫が、定住するようになった歴史的経緯があり、また、今なお、在日韓国・朝鮮人をはじめ在住外国人の多くが民族的偏見や差別意識から、本名ではなく通名（日本名）を名乗らざるを得ないという状況があります。

今後、経済・社会・文化等さまざまな分野での、グローバル化や少子高齢化の進展に伴い、在住外国人はさらに増加すると予想されています。このような状況の中で、外国人の持つ多様性を尊重する人権意識の高揚と文化や生活習慣の違いによる偏見や差別意識の解消、日常生活の支援や啓発活動の充実等、地域に外国人が受け入れられる環境づくりが必要です。

図表 18-1 在住外国人の人権を守るために特に必要なこと【本調査、前回調査】



在住外国人の人権を守るために特に必要なこととして「市民意識調査」では、「日本人と外国人がお互いの文化や社会事情を理解する」が48.7%で最も多く、次いで「外国人のための相談所や電話相談を充実させる（いくつかの言語で対応できる等）」が38.1%、「外国人と日本人との交流を進める」が34.6%となっています。

本市では、市民と行政が共同してまちづくりを進めていくことを基本として、多文化共生の街づくりを推進するため、「在住外国人の意識調査」や平成22(2010)年3月に、芦屋市国際交流推進懇話会から提出された「芦屋市の国際交流のあり方について」の提言を踏まえ、市民の国際感覚を醸成する学習や啓発等、在住外国人の人権尊重を基本に据えた施策を推進します。

7 HIV感染者等の人権

エイズウィルス(HIV)やハンセン病等の感染症に関して、正しい認識を広げることが大切です。HIV感染者(用語解説⑪参照)とは、エイズウィルスの感染が確認されているが、エイズを発症していない感染者(キャリア)の人を指します。エイズウィルス(HIV)は感染力が非常に弱く、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。また、発病を遅らせる治療薬が開発されています。

ハンセン病(用語解説⑫参照)については、法律により、患者の療養施設入所を強制し外出を禁止するという国による隔離政策が続けられてきました。

平成8(1996)年の「らい予防法の廃止に関する法律」の施行により、誤った隔離政策は終結し、患者や回復者の社会復帰が進められていますが、人々の間に「怖い病気」として定着し、いわれのない差別や偏見が社会問題として残っています。

また、平成21(2009)年「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されましたが、長期間の強制隔離による家族・親族との疎遠や入所者の高齢化による生活不安により、療養所に残らざるを得ない等、社会復帰が困難な状況があります。

ハンセン病は、らい菌により末梢神経や皮膚が冒される感染症ですが、発病することは極めてまれで、万一発病しても早期の治療により後遺症も残りません。

治癒可能な病気であり、普通の社会生活を営むことが可能であること等、市民の理解を深めていく必要があります。

本市においては、エイズ予防月間やエイズデー、ハンセン病を正しく理解する週間等、機会あるごとに正しい知識の普及啓発と感染者等に対する差別・偏見を解消する取組を進め、ポスターや啓発紙等による広報、講演会をはじめ、あらゆる機会を活用した幅広い教育及び啓発を推進します。

8 インターネットによる人権侵害

近年、情報化の進展は利便性を高め、豊かさをもたらす一方、インターネット上において、個人の名誉やプライバシーを侵害する等の人権問題が起きています。

「市民意識調査」では、関心のある人権問題として「マスコミによる過剰報道」が58.6%で最も高く、「障がいのある人の人権に関する問題」40.0%、「インターネットや携帯を悪用した人権侵害」39.8%となっています。

情報発信の安易さや匿名による書き込みが可能なことから、特定の個人を対象とした誹謗中傷や差別を助長する表現等、悪質な人権侵害につながりかねない内容が見受けられます。これらの解決を図るには、インターネット利用者に対して、個人の名誉やプライバシーに関する啓発を行うとともに、プロバイダー(用語解説⑪参照)や法務局等、関係機関と連携し法整備を含めた取組が必要です。

9 その他の人権問題

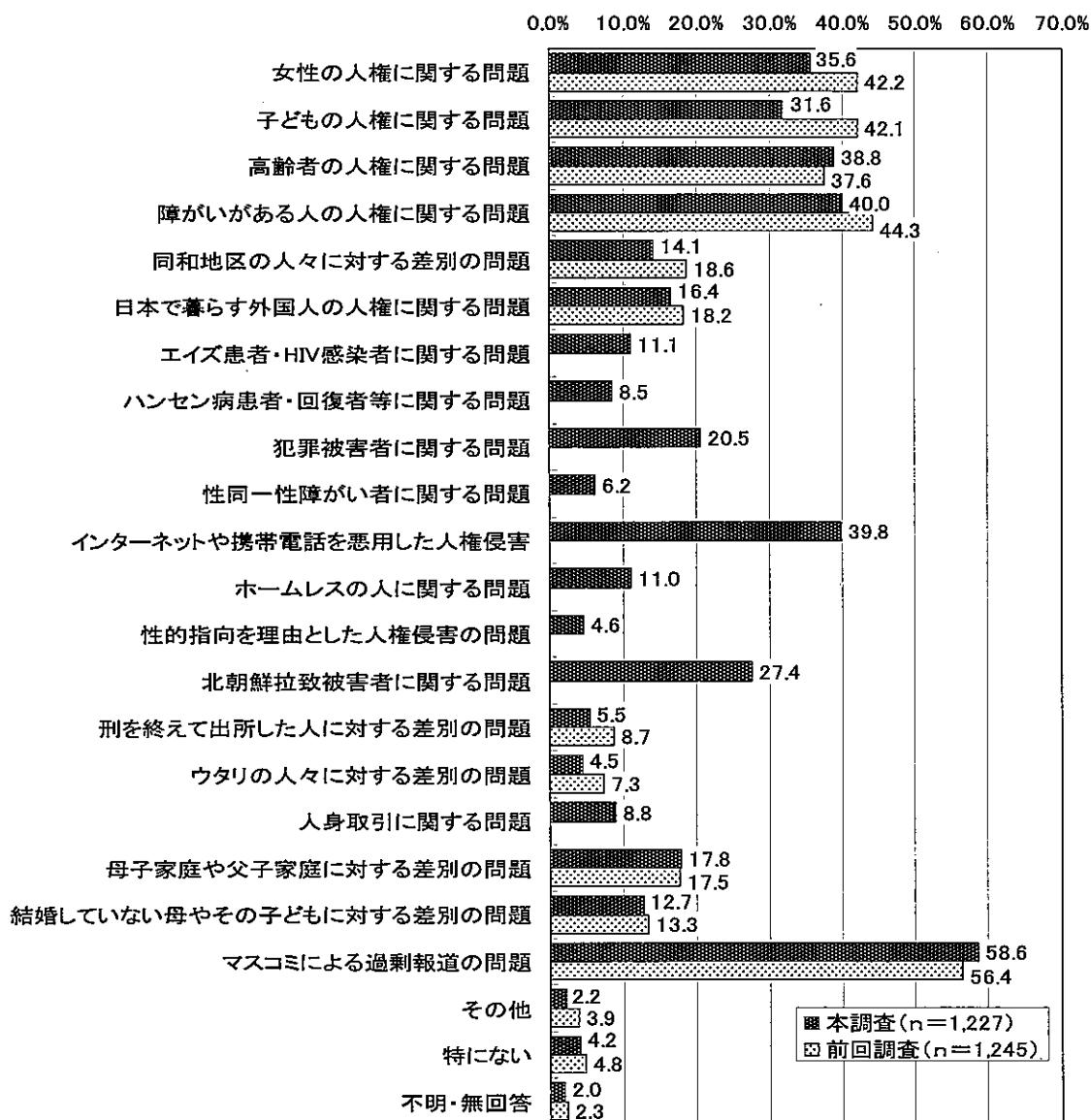
これら以外にも、同性愛者等性的マイノリティ（少数派）とされる人々、アイヌ（ウタリ）の人々の問題をはじめ、刑期を終えて出所した人たち、刑事事件の被害者や被告の人たち等、人権に関わるさまざまな問題があります。

また、近年、非正規雇用者の増加等、経済状況の悪化や社会情勢の変化を背景に、ひきこもり・ホームレス・自殺予防対策等も今日的課題と考えられています。

さらに、在日韓国・朝鮮人や被差別部落出身者・アイヌの人々等、マイノリティに属する女性に対する重層的、複合的な差別（用語解説⑯参照）という新たな視点での人権課題も発生しています。

今後は、これら少数派とされる人々の人権を守っていく必要があります。

図表5－1 関心のある人権問題【本調査、前回調査】



第4章 あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進

人権教育・人権啓発の推進にあたっては、市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深め、日常生活において人権尊重の意識がその態度や行動に現れ、人権を我がことであるという感覚として身につけることが重要です。

1 家庭

幼少期における家庭での遊びやしつけ、家事や家族とのふれあい等日常生活を通じて、豊かな感性や思いやりの心、自立心等を育み、基本的な社会ルール等を教えていくことは、人権意識の形成の基礎であり、全ての教育の原点です。

しかし、近年の少子化や地域における連帯意識の希薄化等にともない、子育ての孤立化等に起因する育児不安やしつけへの自信喪失、過保護や過度の放任といった家庭の教育力の低下が指摘され、それらが要因の一つとも言われている児童虐待や育児放棄が社会問題化しています。

また、家庭においては、高齢者の介護に係るさまざまな人権課題があり、これまで家庭や地域との関わりが希薄であった男性の、子育てや介護への積極的な参加が求められています。家族の一員としてその責任を担って協力することが大切です。

家族が互いに尊敬し、日々の生活のなかで、お互いの人権を大切にできるよう、さまざまな支援を行い、人権意識の高揚をめざした啓発活動に取り組みます。

2 学校等

人格形成に大きな影響を及ぼす学齢期において、人権尊重のための教育の中心的役割を担うのが学校教育です。学校教育においては、学校の主体性を堅持しながら、特に児童・生徒等の発達段階に十分配慮しつつ、それぞれの実態に即して創意に富んだ教育を行うことが大切です。

本市では、平成16(2004)年3月に兵庫県教育委員会が発表した「人権教育指導プログラム」に沿った、幼稚園、小・中学校における指導の連続性や一貫性を保ちながら、幼児や児童・生徒に培いたい知識、技能、態度の習得に取り組んでいます。

また、文部科学省は、人権教育のさらなる充実を求める機運が高揚しているとして、平成20(2008)年に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を行い、学校における人権教育のさらなる進展と、子どもたちが「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること。」ができるようになり、具体的な態度や行動に表れるようにすることを人権教育の目標としています。

今後は、平成22(2010)年度に策定した「芦屋市教育振興基本計画」に基づいた「命と人権を大切にする教育の充実」を図り、「人権を守る」「人権を大切に

する」という観点から、人権教育を児童・生徒の発達段階に応じた、あらゆる教育活動に位置づけるとともに、自然や地域での体験学習、外国人や高齢者、障がいのある人等との積極的な交流、家庭や地域社会との連携、教職員の人権研修の実施等学習環境の整備・充実に取り組みます。

3 地域

地域は、市民が日常の学習活動や地域活動等を通じて、さまざまな人権問題等について理解を深め、実践する場です。特に、子どもたちにとって、思いやりの心や自立心を育み、社会性等を体験的に学ぶ場として重要な役割を担っています。

また、人権感覚や人権意識は、主として地域における日常の付き合いの中で、個人が自然に会得していくものであることから、人権教育を「第2次芦屋市生涯学習推進基本構想」(平成21(2009)年3月策定)の中で生涯学習体系に位置づけ、多様な学習情報・教材の提供を行うとともに、人権教育・人権啓発を推進する指導者の養成に取り組み、地域実践活動の活動場所や機会の提供、交流の促進等により、地域の教育力を高め、芦屋市人権教育推進協議会をはじめとした市民の主体的な教育及び啓発活動が活発に展開されるよう支援します。

4 職場(企業等の事業所)

企業は、社会の構成員として法律や規則、倫理規範等を遵守することは当然の義務です。近年は、企業の社会的責任についての自覚に基づく行動が要請され、公正な採用システムの確立、男女間の賃金・配置・昇進の格差、ハラスメント等の問題を克服し、互いの人権が尊重され働きがいのある、活力に満ちた職場づくりが求められています。

本市は、こうした企業等の事業所内研修や地域における人権啓発を伴う社会貢献活動等の自主的な取組を促進するため、人権教育・人権啓発資料の配布をはじめ、芦屋市商工会と連携し企業人権啓発セミナーを開催する等、人材や施設、情報、教材の提供等の支援を行います。

5 広域的な教育及び啓発活動

家庭、学校、地域、職場のそれぞれに対応した教育及び啓発にかかわる施策を進めるとともに、阪神地域等を含めた広域的な観点に立った啓発活動を積極的に進めていく必要があります。

このため、人権にかかわるイベントや講演会の開催、啓発冊子やポスターの作成・配布、市のホームページを活用した啓発等、広域的な啓発活動を行うとともに、人権にかかわる広域的、専門的な情報の収集と提供、学習・研修教材の作成等について、市の主管課をはじめ、西宮・芦屋人権啓発活動地域ネットワーク協議会、その他人権関係機関による多様な教育及び啓発活動を積極的に展開します。

第5章 市職員等への啓発

豊かな人権文化を育む市政を推進するためには、公権力を行使する業務や人権問題にかかわりのある業務、あるいは市民と直接接する業務に携わる者はもとより、すべての職員が豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って、自らの職務に取り組むことが大切です。

1 全庁的な職員研修の充実

すべての市職員は、人権問題を正しく認識し、より高い人権感覚を身につけ行動する必要があります。新入職員から管理職にいたるすべての職員について、それぞれの職務に応じ、人権意識を高める研修の充実に努めるとともに、人権をテーマとした講演会・研修会への参加を促すことで人権意識の高揚を図ります。

また、管理職は人権感覚を習得するとともに、所属職員の人権に対する理解を深めることを目的に、すべての部署において、施策・事業ごとに人権課題の整理を行い、職場単位での自己啓発や研修の充実に取り組みます。

2 職場環境の改善

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント(用語解説⑩参照)の問題をはじめ、さまざまな職場の人権問題に、迅速かつ効果的に対応できるよう、庁内の体制を整備するとともに、職場内での良好なコミュニケーションを促進し、働きやすい職場環境づくりに取り組みます。

3 特定職業従事者に対する研修の充実

以下に掲げる、特に人権にかかわりの深い職業の従事者に対する、研修の充実に努めます。また、私立学校、私立専修学校・各種学校や民間の医療施設、福祉施設等に対しては、関係者に対する人権意識を高めるための研修や教育の充実を促します。

(1) 教職員

教職員は、学校におけるあらゆる教育活動を通じて、園児、児童及び生徒の人権尊重の理念に関する理解を深めるという重要な役割を担っています。このため、教職員の人権意識を高めるとともに、幼・小・中・高それぞれの教育段階に対応した人権研修の充実に努めます。また、芦屋市人権教育推進協議会と

の連携を深め家庭や地域社会での人権問題の解決に積極的な役割を果たせるよう、教職員の資質の向上に努めます。

(2) 消防職員

消防職員は、火災をはじめとする各種災害等から市民の身体、生命、財産を守ることを職務としており、災害時の市民対応でプライバシーに触れることもあり、人権に配慮した行動が求められることから、人権意識を高めるための研修の充実に努めます。

(3) 医療・保健関係者

医師、看護師、保健師をはじめとする医療・保健関係業務の従事者は、人の生命と健康を守るという重要な役割を担っていることから、職務の遂行に当たっては、生命の尊厳を重んじるとともに、患者等の立場を考慮し、プライバシーに配慮した対応が求められます。これら関係者の人権意識を高めるための研修や教育の充実に努めます。

(4) 福祉関係者

福祉事務所等の専門職員、福祉施設職員、民生委員・児童委員、福祉推進委員、相談員をはじめその他福祉関係業務の従事者については、高齢者や障がいのある人等の介護や相談等の業務に携わっており、人間の尊厳に対する認識はもとより、プライバシーへの配慮という点においても、高い人権意識が必要です。これら関係者の人権意識を高めるための研修の充実に努めます。

第6章 本指針の総合的・効果的な推進

人権教育・人権啓発施策や事業の実施に当たっては、人権尊重を基本理念とし、各部署が相互に連絡・調整を行い、全庁的な体制で効果的かつ総合的な推進を図ります。

また、市民の幅広い理解と支持が得られるよう、学識経験者等の専門的な意見や市民の提案等を積極的に取り入れるとともに、より総合的・効果的な人権啓発の推進を図るため、市内外の人権にかかる機関等とのネットワークを強化し、人権尊重の理念のより広範な普及を目指して、企業やNPO、NGO及び民間団体等との連携を進めます。

1 事業計画の策定

具体的な施策については、啓発事業のほか、その他の施策も含め、年度当初に「人権施策関連事業計画」を作成します。事業計画については、必要に応じてヒアリング等を行い、進捗状況の確認と事業の振り返りを通して、次年度への反映を図ります。

2 全庁的な推進体制

人権教育・人権啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、市長を本部長とする「芦屋市人権教育・人権啓発推進本部」において、総合調整を行い全庁的な体制で施策の推進を図ります。

3 「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」の意見の反映

学識者等で構成する「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」において、専門的見地や市民の立場からの意見を聴取し、施策に反映させます。

4 人権関係機関のネットワークの構築

市の主管課をはじめ、こども家庭センター等県の関係機関、神戸地方法務局等国の関係機関、さらには(財)兵庫県人権啓発協会、西宮人権擁護委員協議会、芦屋市人権教育推進協議会等の人権関係団体のネットワークを構築し、情報の共有化、啓発事業の共同開催、人材・施設の相互活用等効果的・効率的な推進を図ります。

ます。

5 市民の自発的活動の促進

NPOやNGO、ボランティア団体をはじめ、市民がそれぞれの自発性や個別性に基づいて展開する人権尊重のための自発的活動を支援し協力していくことにより、人権尊重の理念の全市的な広がりを図ります。

6 人権の視点に立った事業評価

人権の視点に立って、事業評価と進行管理を行います。また、事業評価の基準や方法については「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」に諮ります。

7 指針の見直し

本指針の期間は、平成23(2011)年度から平成27(2015)年度までの5年間とします。なお、人権を取り巻く国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じ内容の見直しを行います。

用語解説

① 芦屋市人権についての市民意識調査(平成 21 年調査、本調査)

- ・対象：芦屋市内在住の 16 歳以上の男女
- ・時期：平成 21 年 11 月 4 日から平成 21 年 11 月 20 日
- ・配布数と回収数

配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
2,500	1,253	50.1%	1,227	49.1%

② 芦屋市人権についての市民意識調査(平成 13 年調査、前回調査)

- ・対象：芦屋市内在住の 20 歳以上の男女
- ・時期：平成 13 年 9 月 3 日から平成 13 年 9 月 13 日
- ・配布数と回収数

配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
2,500	1,248	49.9%	1,245	49.8%

③ 人権文化

お互いの人権を尊重することを、あたりまえの事として、自然に考え方行動することが定着している日常の生活をいう。

④ ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、社会の一員として日常活動ができるよう条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル(あたりまえ)であるという考え方。

⑤ リハビリテーション

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、障がいのある人のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がいのある人の自立と参加を目指すとの考え方。

⑥ バリアフリー法(バリアフリー新法)

正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」といい従来のハートビル法と交通バリアフリー法を一体化させたものです。

法律の目的は、建築物(商業施設など)や交通施設(駅など)について、それぞれ別々に行われてきたバリアフリー対策を一体的に整備することにあります。

⑦ バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

- ・ **ユニバーサルデザイン**
あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
- ⑧ **成年後見制度**
認知症等により判断能力が不十分なため、財産管理や契約等の手続きが困難な人に対し、本人の行為の代理または行為を補助する人を家庭裁判所が選任する制度。
- ⑨ **セクシュアル・ハラスメント**
他の人の意に反する性的言動によって、不快感や肉体的・精神的な苦痛・困難を与える「性的嫌がらせ」のこと。本市の男女共同参画推進条例では、単に職場内に限らず、あらゆる場において「性的な言動により相手方の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。」と規定しています。
- ⑩ **パワー・ハラスメント**
職務権限等の力をを利用して行う、上司による部下への嫌がらせやいじめ。
- ⑪ **プロバイダ**
インターネットへの接続サービスを提供する業者
- ⑫ **ドメスティック・バイオレンス**
親密な関係にある、またはあった配偶者や恋人等から振るわれる身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力のこと。
- ⑬ **HIV感染者**
HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者は、エイズの原因となるウイルス（HIV）が抗体検査で確認されているが、エイズの特徴的な肺炎や腫瘍の感染症を発生していない状態の人
- ⑭ **ハンセン病**
1873年ノルウェーの医師ハンセンが発見した「らい菌」によって起こる、末梢神経や皮膚が冒される感染症、遺伝ではなく治療法が確立している。
- ⑮ **複合差別**
いくつかの差別が結びついて起きる差別。少数民族の女性が同じ民族の男性から性差別を受ける例や、障がいのある女性への性差別などがある。

資料

日本国憲法（抜粋）	3 3
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	3 4
芦屋市民憲章	3 6
芦屋市非核都市宣言	3 6
芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会委員名簿	3 7
芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会設置要綱	3 8

日本国憲法（抜粋）（昭和 22 年 5 月 3 日公布）

第 11 条 [基本的人権の享有]

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 [自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止]

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。

また、国民は、これを濫用してはならないであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 [個人の尊重と公共の福祉]

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しないかぎり、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 [法の下の平等、貴族の禁止、榮典]

① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第 19 条 [思想及び良心の自由]

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 [信教の自由]

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第 21 条 [集会・結社・表現の自由、通信の秘密]

第 22 条 [居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由]

第 23 条 [学問の自由] 等

」

第 24 条 [家族生活における個人の尊厳と両性の平等]

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 [生存権、國の社会的使命]

① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第 26 条 [教育を受ける権利、教育の義務]

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 [勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止]

第28条 [勤労者の団結権]

第29条 [財産権]

① 財産権は、これを侵してはならない。

第30条 [納税の義務]

第31条 [法定手続の保障]

第32条 [裁判を受ける権利] 等

第97条 [基本的人権の尊重]

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年12月6日法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏

まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

人権教育および人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議

衆議院・法務委員会、2000年11月15日議決

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育および人権啓発に関する基本計画の策定にあたっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権に関わる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること
- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にすること。

人権教育および人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議

参議院・法務委員会、2000年11月28日議決

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講じること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定にあたっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組みに努めること。

右決議する。

芦屋市市民憲章（昭和39年5月3日制定）

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りを持って、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民ひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないと自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

1 わたくしたち芦屋市民は

文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。

1 わたくしたち芦屋市民は

自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。

1 わたくしたち芦屋市民は

青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。

1 わたくしたち芦屋市民は

健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。

1 わたくしたち芦屋市民は

災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

芦屋市非核平和都市宣言（芦屋市議会 昭和60年10月15日決議）

緑濃い六甲の山、青く澄みきった空、清らかな川の流れ、
夕日に映える瀬戸の海、この美しい自然是、わたしたちの宝であり、
未来の子供たちに残すこととは、わたしたちの願いです。
けれども、この願いに背をむけるかのように核兵器は増え続け、
世界を破滅の淵においやろうとしています。
核兵器の廃絶は、今や、全人類の死活にかかわる最も緊急の課題であり、
最大の願いにはかなりません。
戦後いくたびか、平和を願う人類の理性と決意は、
核兵器の使用と核戦争を防いできました。
わたしたちは、この理性と決意を信頼し、かけがえのない生命の星、
青く輝く地球を笑顔にあふれる子供たちに残すため、いまふたたび、
心をひとつにして核兵器を廃絶するよう、全世界によりかけます。
そして、国是である非核三原則の厳守を強く希望するとともに、
わたしたちの街・芦屋をいかなる形であろうとも
核兵器に関連して使わせないことを自ら決意し、
ここに非核平和都市であることを宣言します。

芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会委員名簿

(敬称略、順不同)

任期：22.9.24～24.8.31

区分	氏名	役職名
総括	ひらさわ やすまさ 平沢 安政	大阪大学大学院人間科学研究科教授
女性	なかむら あつこ 中村 厚子	芦屋市男女共同参画団体協議会幹事
子ども	はんだ たかよ 半田 孝代	芦屋市主任児童委員、人権擁護委員
高齢者	なかむら みつこ 中村 美津子	芦屋市老人クラブ連合会女性部リーダー
障がいのある人	さかい みのる 堺 孱	社会福祉法人三田谷治療教育院理事長
同和問題	きしらだ あきこ 岸田 章子	部落解放同盟芦屋支部副支部長
外国人	いけうち ようこ 池内 洋子	芦屋市国際交流協会常任理事
人権全般	しみず あきこ 清水 章子	芦屋市人権教育推進協議会副会長

○芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 芦屋市における人権教育及び人権啓発の推進について、幅広く市民及び知識経験者の意見を求めるため、芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 人権教育及び人権啓発に係る基本的な方針並びに計画の策定に関すること。
- (2) その他人権教育及び人権啓発の推進に関すること。

(組織)

第3条 懇話会の委員は、人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから市長が任命した委員をもって組織する。

2 委員の人数は、9名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を統括し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が招集する。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

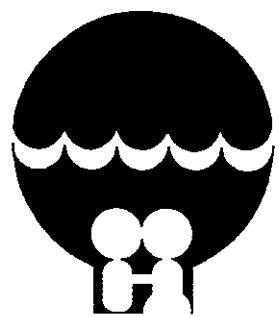
第7条 懇話会の庶務は、人権推進を担当する課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。



芦屋市